

地方独立行政法人大阪府立病院機構 業務方法書（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び大阪府地方独立行政法人法施行細則（平成17年大阪府規則第30号）の規定に基づき、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により大阪府知事（以下「知事」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

第2章 業務の方法

（病院の設置及び運営）

第3条 法人は、大阪府の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、及び府域における医療水準の向上を図り、府民の健康の維持と増進に寄与するため、地方独立行政法人大阪府立病院機構定款（以下「定款」という。）第17条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

（法人の行う業務）

第4条 法人は、定款第18条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- 一 医療の提供
 - 二 医療に関する調査及び研究
 - 三 医療に関する技術者の研修
 - 四 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第48条第2号に規定する第一種自閉症児施設の運営
 - 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。
- 3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

（緊急時の知事の要求）

第5条 法人は、定款第19条の規定に基づき、知事から定款第18条第1号又は第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

第3章 業務の委託等

（業務の委託）

第6条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められる場合、業務の一部を委託することができる。

（委託契約）

第7条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

（契約の方法）

第8条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。

第4章 雑則

第9条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、会計規程その他の法人の規程に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、知事の認可の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

〔参考〕 業務方法書関係規定（抜粋）

地方独立行政法人法

- 第22条** 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。
 - 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

大阪府地方独立行政法人法施行細則

- 第2条** 法第22条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 地方独立行政法人（以下「法人」という。）の定款に規定する業務に関する事項
 - 業務を委託する場合の基準
 - 競争入札その他契約に関する基本的な事項
 - 前3号に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関して必要な事項

地方独立行政法人大阪府立病院機構定款（抜粋）

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、大阪府の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、及び府域における医療水準の向上を図り、もって府民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

第3節 業務の範囲及びその執行

（病院の設置）

第17条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

病院の名称	所在地
大阪府立急性期・総合医療センター	大阪市住吉区万代東三丁目
大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター	羽曳野市はびきの三丁目
大阪府立精神医療センター	枚方市宮之阪三丁目
大阪府立成人病センター	大阪市東成区中道一丁目
大阪府立母子保健総合医療センター	和泉市室堂町

（業務の範囲）

第18条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 医療を提供すること。
- 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- 医療に関する技術者の研修を行うこと。
- 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第48条第2号に規定する第一種自閉症児施設を運営すること。
- 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（緊急時における知事の要求）

第19条 法人は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため知事が必要と認める場合に、知事から前条第1号又は第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

（業務方法書）

第20条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。